担当課(介護支援課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	介護サービス事業の基準に関する条例改正		〈メリット〉市の基準を満たした事業者により介護サービスが行われることにより、適切な介護サービスが利用者に提供される。		
名称	流山市介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の制定に伴う関係条例の整備に関する条例	市民等への影響	〈デメリット〉特になし		
概要	指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の事業に係る人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改正する。				

(1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの(条例第5条第1項及び第4項)			市民参加の手続を実施しないもの(第5条第2項の規定)		
	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□ (1)軽易なもの			
	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		(2)緊急に行わなければならないもの		
	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの		
	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない	実施しない詳しい理由		
	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更				
	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合				

(2)市民参加の手法について

市民	市民参加の方法(条例第6条第1項)							
実施方法		実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等その他特記事項		左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由		
複数実施	-	審議会等	H27 1/21	審議会委員(有識者、地域活動団体代表等)	福祉施策審議会			
		パブリックコメント手続				・審議会 専門的な見地からの意見を聴取する必要があるため		
		意見交換会	H27 1/30	介護事業に関わる市民等		・意見交換会 介護事業を実施する際の基準を定めるため、特に介護事業に関わる市民等の意見を徴する必要があると考えたため		
		公聴会				・実施時期 H27年1月16日付けの省令公布により条例改正が生じ、かつH27年4月1日に施行しなければならないことからH27		
		政策提案制度				年第1回流山市議会定例会への提案に間に合わせる必要があったため		
		その他						

(3)市民参加のスケジュール(予定)

4~9月 10月~3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4~	4~9月 10	100 00
	4	10月~3月
審議会		
意見交換会		

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容·理由	変更項目	変更日	変更内容·理由